

合同会社アンバー
虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

利用児の尊厳を保持するため、いかなる時も利用児に対して虐待を行ってはならない。そのための基本的な考え方としてこの指針を定め、職員一人ひとりが障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念について理解し、虐待を未然に防ぐよう努めることとする。

2. 虐待の定義

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制すること。 【具体的な例】 ・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛りつける、医療的必要性に基づかない投擲によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等、障がい者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる ・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いをする ・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴をさせない ・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ・同居人による身体的虐待を放置する。

経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
-------	---

3. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 委員長の責務
 - ①虐待内容及び原因の解決策の責務
 - ②虐待防止のため当該児童の保護者との話し合い
 - ③虐待防止に関する一連の責任者
- (2) 虐待防止対策担当者（虐待防止検討委員）の責務
 - ①虐待防止検討委員会の開催
 - ②虐待防止のための指針作成と見直し周知
 - ③虐待防止のための研修会の実施
- (3) 虐待防止検討委員会の責務
 - ①利用者からの虐待通知受付
 - ②職員からの虐待通知受付
 - ③虐待内容と利用児の意向の確認と記録

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。
- (2) 研修は、年2回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する

当施設の職員は虐待・不適切な支援を未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組みを実施する。
- (2) 提供するサービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切な支援の改善による支援の質を高めるための取り組み。
- (3) 職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と支援等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み。
- (4) 指針及びマニュアルの定期的な見直しと周知。

5. 虐待発生時の報告・対応に関する基本方針

(1) 虐待の発見及び通報

- ①職員は利用児、利用児又は職員から虐待又はその疑いの通報があった場合は、本指針に沿って対応する。
- ②利用児に対して虐待等が疑われる場合は、虐待防止対策担当者と委員長に速やかに報告するとともに、市区町村に報告し解決に努める。
- ③緊急性の高い場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(2) 虐待に対する職員の責務

- ①施設内における障がい者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ②虐待防止検討委員は施設内において、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合、速やかに関係する所属の管理者へ報告する。また、虐待防止検討委員会を開催し、速やかに市区町村に通報しなければならない。
- ③必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 当該指針の閲覧について

当指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるようホームページ上で公表する。